

東京都エコ農産物認証申請書（養液栽培計画書）

（記入例）

【化学合成農薬削減技術】

- ① 温湯種子消毒技術
 ④ 生物農薬利用技術
 ⑥ 抵抗性品種栽培・台木利用技術
 ⑨ 光利用技術
 ⑩ 被覆栽培技術
 ⑪ フェロモン剤利用技術
 ⑬ 天然物質由来農薬等利用技術
 ⑭ その他 試験研究機関等で開発された技術
 ※注 ②③⑤⑦⑧⑫の技術は、養液栽培では「化学農薬削減技術」として使用できません

【排液流出防止技術】

- ① 循環型栽培（排液なし）
 ② 肥料として利用
 ③ 堆肥に添加
 ④ 資材で吸着回収し、産廃処理
 ⑤ 浄化槽で処理・放流
 ⑥ 希釈後、公共下水道へ放流
 ⑦ その他の技術

農産物名	*1 認証区分	*1 作型 施設	作付面積 (a)	栽培期間	化学合成農薬削減の技術		排液流出防止の技術	廃棄資材の処理方法	目標収量 (kg/10a)
					*2 番号	*3 化学合成農薬 使用回数(回)	*4 番号	具体的内容	
トマト	① 25 ・ ② 50	促成長期 施設	2	9月 ～ 6月	⑥ ⑩	23	①	有機性資材は堆肥利用 それ以外は産業廃棄物 として処分	15,000
		養液栽培の形式		樽栽培システム					
		化学合成農薬削減の技術 具体的内容		⑥抵抗性品種利用（CF桃太郎ファイト） ⑩ハウスの開口部に防虫ネットを張る					
		排液流出防止の技術 具体的内容		①循環型の栽培システム使用					
ミニトマト	① 25 ・ ② 50	促成長期 施設	1	10月 ～ 6月	④ ⑩	16	③ ⑥	産業廃棄物として処分	8,000
		養液栽培の形式		ロックウール栽培システム					
		化学合成農薬削減の技術 具体的内容		④BT剤をローテーション散布に組み込む ⑩ハウスの開口部に防虫ネットを張る					
		排液流出防止の技術 具体的内容		③堆肥に添加し再利用 ⑥薄めて公設下水道へ排水					

導入した技術を
具体的に記入する

申請者が予定している
養液栽培システム等の利用
資材を撤去・廃棄する場合の
処分方法を具体的に記載

栽培期間は在園期間
（本園に播種・定植してから
収穫終了まで
＝育苗期間、仮植期間は
含まない）

該当する認証
区分に「○」
※養液栽培は
①25
②50 のみ

申請者が予定している
化学合成農薬の使用回数を
記入する
※別表2の上限値を超えないこと

別表2を参照
 ※認証対象農産物は、別表2に記載の品目・作型に限る
 ※養液栽培は「施設」のみ